

島根県の農業用水確保・緊急支援対策

島根県農地整備課

○島根県における渇水対応にかかる事業については、以下のとおりになります。

	県単渇水対策緊急支援事業	水利施設管理強化事業「特別型」(国補助) ※緊急的な対応(実施要綱第5の2の(3)に基づく)
実施内容	渇水時に行う仮設ポンプ設置・運転、散水車等による農業用水の運搬・補給等の農業用水確保に対する取組を支援する。	渇水・高温対策のための用水対策(渇水対策のためのBCPの策定、井戸の設置・運転等、高温対策のための深水、昼間湛水・夜間落水、飽水等の水管理等)に対する取組を支援する。
実施主体	市町村、土地改良区	市町村
補助率	県50% その他50%	国50% 県25% その他25%
実施要件	次に掲げるいずれかの状況にあって、農業被害を及ぼすことが想定される場合、 ・県において、渇水対策本部が設置された場合 ・市町村において、渇水対策本部が設置された場合 ・ダム等の渇水調整(二次渇水調整)が発動された場合 ・その他、知事が必要と判断した場合	次に掲げる①に加えて、②または③を満たす場合、 ①渇水・高温対策計画の策定(省エネルギー化・コスト縮減の取組メニューから省エネルギー化の取組を含む、2つ以上の取組実施) ※水利施設管理強化事業の一般型及び連携管理保全型の対象となるもの除く ②当該地域又は水源地域の連続干天日数(日雨量5mm未満)が20日以上となる場合又は30日間の総雨量が100mm以下である場合 ③県が特に必要と認める場合
要綱・要領	・県単渇水対策緊急支援事業実施要綱	・水利施設管理強化事業実施要綱・同要領

【連絡先】

- 県単渇水対策緊急支援事業
島根県農地整備課水利係 TEL 0852-22-5021
- 水利施設管理強化事業「特別型」
島根県農地整備課国営事業対策室 TEL 0852-22-5021

上記事業の他、多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金でも、仮設ポンプの設置・運転等が実施できます。
【連絡先】島根県農山漁村振興課 TEL0852-22-5369、5119